

国会審議における国土交通省・地方公共団体・指定確認検査機関
の対応状況等に対する指摘について

1. 国土交通省

【初期情報に対する不適切な対応】

- 当初、第一報があったのは10月26日、そして国土交通省は、28日になってそのことがやっと事実としてわかったことを認めた。しかし、この10月26日から11月24日の立入検査の段階まで、実態把握というものがなされていない。約1カ月間、実態把握というものを真剣にやっていたとは思えない。(12月21日衆議院国交委一般質疑)
- たれこみの電話が国土交通省にあったのが10月7日金曜日です。課長が知ったのは1カ月後ではないか。・・・課長への報告は11月8日、局長は11月10日。10月28日に偽造を国土交通省は認知して、係長レベルでいろいろ議論があったようだが、非常にのろのろしている。何か裏があると疑われても仕方のないような遅れだ。(12月21日衆議院国交委一般質疑)

【不十分な情報提供】

- たれこみの電話も本当にそれだけの話なのか、まだ明らかになっていない。ここの資料に出ていない話もある。率がおかしいとか、支店でおかしいとか、新宿支店でどうだとか、この書類には出ていないではないか。(12月21日衆議院国交委一般質疑)

【法解釈の隔たり】

- 11月29日の参考人質疑でイーホームズの藤田社長は、「一から百まで構造設計のプロが計算してきたものを再計算してやるというボリューム的なことは、量的に現実には不可能である。・・・」と答えているが、国土交通省は、計算過程の詳細な審査を求めている。(12月21日衆議院国交委一般質疑)
- 立法時には、事務的、機械的に淡々と処理するんだと言って立法した。しかし、制度ができた後に国土交通省は、詳細な計算過程の審査が必要であると今おっしゃっている。これは、立法化するときに決めた議論と違うことを見解としておっしゃっているのではないですか。(12月21日衆議院国交委一般質疑)

【対応の遅れ①：情報公開】

- この物件はこうだったというものを、26日以降はもとより、わかった段階で直ちに公表していくべきではないか。(12月21日衆議院国交委一般質疑)

【対応の遅れ②：責任追及】

(責任の所在)

- 一般行政庁としての責任と、犯罪行為に対する責任はきっちり分けていかなければいけない。今回の非常に重たい被害を出した犯罪を償うべき人は正に

犯罪者であって、行政が本来、本質的にそれを金銭で償うような性質ではないだろうと思う。(12月8日参議院国交委一般質疑)

○間違ったら税金で払ってくれるというふうに思わないでいただきたい。そのことをはっきりしておかないと、いつまでたっても本当の意味での責任論など出てこない。(12月8日参議院国交委一般質疑)

○責任の所在が不明確になるということは、事件の再発防止という意味でも非常に良くないと思う。(12月8日参議院国交委一般質疑)

(徹底究明)

○世の中では、何か国土交通省は被害者救済の方の結論が早かったものですから、そちらに目が向いているのではないかと、事件の徹底究明について及び腰ではないかということをやゆされる方もおられます。(12月21日衆議院国交委一般質疑)

○捜査当局は捜査当局でやるでしょう、しかし行政当局は、特定行政庁も含めて国土交通省がトップになって、犯人の徹底究明のために布石を打っていかねばいけないことはたくさんある。・・・今何をすべきかということもしっかりとこの段階で議論をしていただきたい。(12月21日衆議院国交委一般質疑)

(行政の責任)

○最高裁判所が地方自治の義務だといいいながらも、法律を作っているのは国交省だから、国交省の責任も考えなければいけないと思う。(12月8日参議院国交委一般質疑)

○行政の責任については(マンションであろうと)ホテルであろうと同じだと思う。戸建ても3棟ぐらいありましたが、それは等閑視するということなんですか。(12月8日参議院国交委一般質疑)

【対応の遅れ③：資産保全】

○ヒューザーを初めとする売り主たちが本当に補償してくれるのか、計画倒産をするのではないかと、倒れたら補償はできなくなるわけだから、倒れる前に逆に財産を保全しなければいけないのではないかと。(12月21日衆議院国交委一般質疑)

○ヒューザーの資産が散逸しないようにするためには、個々の住民がそれを押さえなければ国は何もできないというのはちょっと納得できません。(12月21日衆議院国交委一般質疑)

2. 地方公共団体

【不十分な完了検査】

- 特定行政庁が罰則をかけていない、これだけ完了検査をしていないにもかかわらず告発をしていない。・・・法律で義務づけられていることさえ守られていないということですので、ぜひ徹底した取り組みをしていただきたい。
(12月21日衆議院国交委一般質疑)

3. 指定確認検査機関

【対応の遅れ：国等への報告】

- 検査機関に（姉齒氏の不正を）伝えたが、不正が明るみになるまで、それから1年半掛かった。やはり民間だからすぐ問題提起ができなかったのであろう。
(12月8日参議院国交委一般質疑)

【不十分な審査】

（チェック機能の不足）

- 明らかにイーホームズは審査が通りやすいといいますが、まあ、見てないというのが実情だと思います。・・・最短で2週間ぐらいで（建築確認が）おりる場合、実質的に担当者は数時間しか見られないと思います。質疑項目は単純な内容ばかりで、だれが見てもわかるような内容しか出てきません。
(12月14日衆議院国交委証人喚問)

（その他）

- 日本E R Iの鈴木社長は、民間企業だから、各地で競争が激しくなっていると、厳しい指摘をすると申請者が横に行ってしまうと述べている。・・・商売でお客に逃げられると会社が倒産してしまう、ここら辺が民間企業に任せただけの大きな問題であろう。
(12月8日参議院国交委一般質疑)

4. 共通

【不十分な審査】

- 特定行政庁等での確認審査、これは極めて重大な過失だと思う。所定の4分の1ぐらいしか鉄筋が入っていないようなものが見過ごされるようであれば、そんなものは確認行為とは言えない。
(12月8日参議院国交委一般質疑)

【不十分な公的支援調整】

- 阪神・淡路大震災、それから中越地震など、天災での住宅被害への支援というのは非常に薄いものだったと思う。・・・もう少しきちんとしたガイドラインが、国民みんなが納得するものがないと、ほかの災害との関係で納得がなかなか得られないと思う。
(12月21日衆議院国交委一般質疑)

5. その他

【不十分な情報開示】

- 建物引き渡しの重要事項説明の範囲に確認や検査の実施の有無を加えることが必要ではないか。(12月21日衆議院国交委一般質疑)

【不十分な消費者保護】

- 購入者にローンの返済を拒否できる権利、あるいは停止できる権利を与える制度をつくってもいいのではないか。例えば割賦販売はそういう制度を設けている。・・・割賦販売制度と類似の制度の創設を検討してもいいのではないか。(12月8日参議院国交委一般質疑)
- 住宅というのは正に一生に一度の高い買物ですから、一生一度の買物に間違いがないようなシステムを内部で検討すべきではないか。・・・これだけの問題が出てきているわけで、これからも民間の確認検査制度は動くわけですから……(12月8日参議院国交委一般質疑)

【不十分な負担要請】

- 何で一番弱い、ローンで家を買った人に家もないのに払わせなくては行けないのか。こんな不条理なことがあるか。それは契約がおかしいんです。・・・取りたかったら悪い家を造ったやつから取れと、それが本来の感情だと思うんです。(12月8日参議院国交委一般質疑)
- 熊本ファミリー銀行というのは、公的資金注入銀行であり、いわば国が株主。・・・欠陥マンションをつくった木村建設が倒産したことによって、住宅ローンを抱える被害者住民への損害賠償請求による被害回復の道が狭まっている。被害者救済の観点から、自分の債権だけを先取りするやり方というのは、道義的に問題だと言わざるを得ない。(12月21日衆議院国交委一般質疑)
- 銀行はひとり、加害企業、被害者からきっちりもうける、こういうやり方については私はけしからぬと思っている。行政責任として銀行に対する応分の負担要請を積極的に行うべきではないか。(12月21日衆議院国交委一般質疑)